自動車等の撤去・処分に係る意向確認書

＜本意向確認書の対象自動車等＞

車両ナンバー	
メーカー・モデル・カラー	

以下の１．又は２．のうち、該当する番号に○をつけた上で、下の署名欄にご記入ください。

１．　私は、上の「本意向確認書の対象自動車等」にある自動車等（以下「本件自動車等」という。）の所有者又は使用者として、**国が本件自動車等の撤去及び処分を実施することを希望しません**。

２．　私は、上の本件自動車等の所有者又は使用者として、**国が本件自動車等の撤去及び処分を実施することを希望し、その実施について同意します**。また、本件自動車等の撤去及び処分に関し、**下記の「本件自動車等の撤去・処分に係る同意事項」の全てに同意します**。

平成　　年　　月　　日

環境省福島環境再生事務所長　様

上記のとおり、意向確認書を提出します。

氏　名（ふりがな）：　　（　　）　印

住　所：

連絡先：　　（電　　）

※代理人を定める場合のみ以下もご記入ください。

代理人氏名（ふりがな）：　　（　　）　印　本人との続柄：

代理人住所：

代理人連絡先：

本人確認できる書類（自動車免許証、住基カード等）の写しをあわせてご提出ください

本件自動車等の撤去・処分に係る同意事項

① 国が本件自動車等の撤去及び処分を実施することについて、あらかじめ、本件自動車等及び本件自動車等内の財物に関する全ての権利者の同意を得ていること

② 本件自動車等及び本件自動車等内の財物の撤去及び処分に伴う事後の紛争があった場合には、本意向確認書を提出した本件自動車等の所有者又は使用者の責任において解決すること

③ 本件自動車等及び本件自動車等内の財物の撤去及び処分について、国並びに撤去及び処分を行う業者に対し、一切の不服申立て及び紛争の提起をしないこと

④ 本件自動車等及び本件自動車等内の財物の処分に伴い資源価値として収入が生ずる場合にあっても、当該収入に関する一切の権利を放棄すること

⑤ 本件自動車等の所有者又は使用者が、健康上の理由等により、国による本件自動車等の撤去及び処分の実施の同意に関する手続きにあたり代理人を定める場合は、当該代理人に同意に関する手続きの一切の権限を委任し、当該代理人はこれを受任すること

⑥ 本件自動車等の撤去及び処分の実施に関する業務に必要な限度で、本意向確認書及び本意向確認書に添付された本人確認書類に記載された個人情報等を、国が、撤去及び処分を行う業者その他必要な第三者に提供し、及び使用すること

⑦ 本件自動車について東京電力株式会社への賠償請求を行う場合には、本件自動車の撤去及び処分の実施前に、本件自動車の所有者又は使用者の責任において、東京電力株式会社に必要な手続きを行うこと

【東京電力株式会社　福島原子力補償相談室】

電話番号 0120-926-404　　受付時間 9:00～21:00

自動車等の撤去・処分に係る意向確認書　記入例

＜本意向確認書の対象自動車等＞

車両ナンバー	いわき３００　あ　１２－３４
メーカー・モデル・カラー	トヨタ　カローラ　黒

以下の１．又は２．のうち、該当する番号に○をつけた上で、下の署名欄にご記入ください。

１．　私は、上の「本意向確認書の対象自動車等」にある自動車等（以下「本件自動車等」という。）の所有者又は使用者として、国が本件自動車等の撤去及び処分を実施することを希望しません。

２．　私は、上の本件自動車等の所有者又は使用者として、国が本件自動車等の撤去及び処分を実施することを希望し、その実施について同意します。また、本件自動車等の撤去及び処分に関し、下記の「本件自動車等の撤去・処分に係る同意事項」の全てに同意します。

平成　　年　　月　　日

環境省福島環境再生事務所長　様

上記のとおり、意向確認書を提出します。

氏　名（ふりがな）：　山田　太郎　（　やまだ　たろう　）　印

住　所：　福島県双葉郡○○町××１－１

連絡先：　福島県○○市××１－１－１　（電話　○○○-１２３-４５６７　）

※代理人を定める場合のみ以下もご記入ください。

代理人氏名（ふりがな）：　（　　）　印　本人との続柄：

代理人住所：

代理人連絡先：

本人確認できる書類（自動車免許証、住基カード等）の写しをあわせてご提出ください

本件自動車等の撤去・処分に係る同意事項

① 国が本件自動車等の撤去及び処分を実施することについて、あらかじめ、本件自動車等及び本件自動車等内の財物に関する全ての権利者の同意を得ていること

② 本件自動車等及び本件自動車等内の財物の撤去及び処分に伴う事後の紛争があった場合には、本意向確認書を提出した本件自動車等の所有者又は使用者の責任において解決すること

③ 本件自動車等及び本件自動車等内の財物の撤去及び処分について、国並びに撤去及び処分を行う業者に対し、一切の不服申立て及び紛争の提起をしないこと

④ 本件自動車等及び本件自動車等内の財物の処分に伴い資源価値として収入が生ずる場合にあっても、当該収入に関する一切の権利を放棄すること

⑤ 本件自動車等の所有者又は使用者が、健康上の理由等により、国による本件自動車等の撤去及び処分の実施の同意に関する手続きにあたり代理人を定める場合は、当該代理人に同意に関する手続きの一切の権限を委任し、当該代理人はこれを受任すること

⑥ 本件自動車等の撤去及び処分の実施に関する業務に必要な限度で、本意向確認書及び本意向確認書に添付された本人確認書類に記載された個人情報等を、国が、撤去及び処分を行う業者その他必要な第三者に提供し、及び使用すること

⑦ 本件自動車について東京電力株式会社への賠償請求を行う場合には、本件自動車の撤去及び処分の実施前に、本件自動車の所有者又は使用者の責任において、東京電力株式会社に必要な手続きを行うこと

【東京電力株式会社　福島原子力補償相談室】
電話番号 0120-926-404　　受付時間 9:00～21:00

■所有されていた自動車の情報を記載願います。

■いずれかの番号に○をつけてください

■本件自動車の所有者の方の住民票住所、連絡先住所（電話番号）をご記入ください。

■代理人の方が提出する場合、ご記入ください

■提出者の方の本人確認ができる書類（運転免許証のコピーなど）の添付をお願いします。
代理人の方が提出する場合、代理人の方の本人確認ができる書類の写しのみで差し支えございません。

■**法人の場合**

「氏名」欄に「本件の担当者のお名前」を、「住所」欄に「当該自動車を所有又は使用していた事業所の住所」を、「連絡先」欄に「現在の連絡先住所」及び「現在の連絡先電話番号」をご記入ください。

提出者の方の本人確認ができる書類（運転免許証や社員証のコピーなど）の添付をお願いします。